

総基料第 1 5 5 号
令和 2 年 6 月 1 6 日

日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久 殿

総務大臣 高市 早苗

令和元年 1 1 月 1 5 日付けで日本通信株式会社が行った電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 3 9 条において準用する同法第 3 5 条第 3 項の規定に基づく裁定の申請については、令和 2 年 6 月 1 2 日、電気通信紛争処理委員会から答申があったところである。

これに関し、下記について回答の上、令和 2 年 6 月 2 3 日までに文書にて提出されたい。

また、提出された文書については、株式会社 N T T ドコモに対し開示する場合がある。同社に対し、非開示を希望する部分がある場合、当該部分をその理由とともに明示されたい。

記

答申書では、通話時間に連動する費用に係る課金単位、精算方法及び新料金の設定日について、N T T ドコモのシステムの改修又は開発に係る費用と期間が不明であること等の理由から、「両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている（p 7 及び p 8）。

また、答申書では、課金方法について、いずれの方式にするかが N T T ドコモのシステム改修又は開発に係る費用と期間に影響を与えることも想定されることから、併せて「両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている（p 8）。

さらに、答申書では、新料金の適用日について、N T T ドコモにおける貴社のユーザの通話実績データの判別・抽出及び保管期間延長にそれ相応の費用が発生することも否定できないことから、併せて「両

当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている
(p 8及びp 9)。

については、通話時間に連動する費用に係る課金単位、精算方法及び課金方法において想定し得る選択肢ごとのNTTドコモにおけるシステムの改修又は開発に係る費用と期間、新料金の設定日への対応の可能性、新料金の適用日への対応の可能性について、貴社のお考えをお教え願いたい。

以上

総基料第155号
令和2年6月16日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘 殿

総務大臣 高市 早苗

令和元年11月15日付けで日本通信株式会社が行った電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づく裁定の申請については、令和2年6月12日、電気通信紛争処理委員会から答申があったところである。

これに関し、下記について回答の上、令和2年6月23日までに文書にて提出されたい。

また、提出された文書については、日本通信株式会社に対し開示する場合がある。同社に対し、非開示を希望する部分がある場合、当該部分をその理由とともに明示されたい。

記

答申書では、通話時間に連動する費用に係る課金単位、精算方法及び新料金の設定日について、貴社のシステムの改修又は開発に係る費用と期間が不明であること等の理由から、「両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている（p7及びp8）。

また、答申書では、課金方法について、いずれの方式にするかが貴社のシステム改修又は開発に係る費用と期間に影響を与えることも想定されることから、併せて「両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている（p8）。

さらに、答申書では、新料金の適用日について、日本通信のユーザの通話実績データの判別・抽出及び保管期間延長にそれ相応の費用が発生することも否定できないことから、併せて「両当事者から更に意見を聴取して裁定することが適当」とされている（p8及びp9）。

については、通話時間に連動する費用に係る課金単位、精算方法及び課金方法において想定し得る選択肢について、それぞれ、貴社のシステムの改修又は開発に係る費用と期間を示しつつ、新料金の設定日への対応の可能性、新料金の適用日への対応の可能性について、お教え願いたい。

以上